

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条3項の規定に基づく保護申請却下処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が法24条3項の規定に基づき、請求人に対し令和元年6月20日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のことから、本件処分は違法・不当であり、取り消されるべきであると主張している。

- 1 本件会合は、局長通知にいう「世帯自立のための病気改善や社会復帰の促進を目的とする事業者や団体の活動を継続的に活用する場合」に優に該当するものであり、会合の集会参加は容認されているにもかかわらず、当該集会参加のための費用を支給しないのは本末転倒である。
- 2 請求人は、本件会合の令和元年6月14日開催の集会に欠席しており、交通費等が支給されなかったことをことさら争うつもり

はない。しかし、本件会合は、毎月1回集会が開催されるものであり、本件申請書には「6月より毎月（中略）参加」することを表明している。そして、本件会合の各集会参加に係る支給回数及び支給額の算定に支障はなく、個々の集会参加について毎月確認する必要も格別ないはずである。さらには、法12条2号の規定ぶりから見ても、本件会合の各集会参加に伴う交通費等を包括的に請求する本件申請は認容されてしかるべきである。

- 3 本件処分の結果、本件会合の各集会参加に伴う交通費等の自弁を余儀なくされることになる。しかし、請求人にとって、現在の生活扶助費の受給水準からすれば、当該交通費等を賄うことは困難であり、そうすると、本件処分は、法1条、3条、8条のほか、憲法25条に違反している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 3月 24日	諮問
令和 2年 7月 27日	審議（第45回第1部会）
令和 2年 8月 24日	審議（第46回第1部会）
令和 2年 9月 4日	処分庁へ調査照会
令和 2年 9月 15日	処分庁から回答を収受
令和 2年 9月 24日	審議（第47回第1部会）
令和 2年 10月 13日	審議（第48回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

そして、法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種を規定している。

(2) このうち生活扶助について、法12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条2号に「移送」を挙げている。

ア そして、保護基準別表第1・第3章・3によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

イ 地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(7)・アによれば、

「移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、（中略）必要最小限度の交通費、宿泊費及び飲食物費の額とすること。」とされている。

ウ そして、同・(セ)によれば、「アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。」は、上記移送費の支給対象となるとされている。

エ 問答集第7・問7-56・答によれば、断酒会に参加する場合の入会費用等の取扱いについて、「断酒会の例会に参加する場合に支給し得る費用は、移送費としての参加交通費に限られるものである。」、「なお、断酒会の入会費用及び例会又は宿泊研修会以外のための総会、大会等への出席費用については移送費支給の対象とならないので念のため申し添える。」とされている。

なお、問答集の上記の記載は、法令の解釈として合理的なものとして認められる。

2 本件処分について

(1) 本件会合の各集会参加に係る参加費について

局長通知によれば、移送費の範囲は、「必要最小限度の交通

費、宿泊費及び飲食物費の額とする」とされ（1・(2)・イ）、それを受けて、問答集には、断酒会の例会に関して移送費として支給対象となるものは、「移送費としての参加交通費に限られるものである。」と明示されている（同・ウ）。

問答集の回答は、直接は、断酒会の例会の参加費について述べているものであるが、この取扱いは、精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談事業等の対象者についても同様に取り扱われるものと解されることから、社会復帰相談事業等の参加費は支給対象とはならない（同・イ及びエ）。

したがって、処分庁は、請求人に対し、本件会合の各集会参加費を支給することはできない。

(2) 本件会合の各集会参加に係る交通費について

ア 請求人は、本件会合の集会開催日である令和元年6月14日には、〇〇病院において医療保護入院中であり、同日の集会に参加することは物理的に不可能であったと認められるから、同日開催の集会参加に伴う交通費を支給しなかったことは適法である。

イ 請求人は、本件申請書記載のとおり、令和元年6月14日開催の本件会合の集会後に開催される各集会参加に伴う交通費を包括的に支給するよう求めている。しかし、本件会合の開催案内によれば、当該各集会の開催日時について特定されたものではなく（直近の同年7月12日も開催の「予定」に過ぎず、同年8月以降の集会に至っては記載しない。別紙1参照）、当該集会が毎月開催されると仮定してもその頻度は月1回程度と解される上（第3・2参照）、請求人が当該各集会に欠席する可能性は否定できない。

こうした事情を考慮すれば、処分庁が、本件処分の却下の理由において、請求人に対して、本件会合の各集会の「参加

予定ごとに申請」させ、集会の出席確認後に交通費を支給することとし、本件会合の各集会参加に伴う交通費の包括的請求を認められないとしたとしても、当該取扱いをもって、特段、不合理な取扱いとはいえない（別紙２、上記１・(2)・ア参照）。

- (3) 以上のとおり、本件申請による交通費等の支給を認めることはできないとした本件処分は、違法・不当であるということはいえない。

3 請求人の主張について

請求人は、本件会合の各集会参加に伴う交通費等を包括的に請求する本件申請は認容されてしかるべきであると主張する（第３・２）。

本件会合は、局長通知第７・２・(7)・(セ)の「事業や団体の活動」に該当し、「継続的に活用する場合」に移送費の支給対象になると認められる。そこで、本件会合のように継続的な活用が想定される場合であっても、包括的な申請は認められず、各集会参加の都度、個別に移送費の申請が必要となる理由について、当審査会において、行政不服審査法７４条の規定に基づき調査を行ったところ、処分庁から以下の回答を得た。

一時扶助費（移送費）は、「特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、…臨時的に認定するものであること」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知第７・２）とされていること。

局長通知第７・２・(7)・(セ)に該当する事業や団体の活動は、「被保護者の社会復帰を促進し、自立を図ることを目的としたものであることから、継続的に当該事業へ参加することによってそ

の効果が期待できると判断される場合に認められるものである。したがって、この点については、本人の当該事業への参加の意欲及び周囲の家族等の理解はもとより、保健所等の関係機関とも十分連携をとり、参加状況等について十分把握する必要がある」（厚生省社会局保護課「昭和54年度の生活保護」、『生活と福祉』昭和54年5月号）とされていること。

以上の回答は、生活保護に関する事務処理基準及び厚生労働省の法令解釈に依拠したものであり、後者の解釈は合理的なものと認められる。よって、局長通知第7・2・(7)・(セ)において「継続的に活用する場合」については、被保護者が「継続的に当該事業へ参加することによってその効果が期待できる」ことがその前提とされており、継続して参加することが確定しているということではない。したがって、継続的な活用が想定される場合であっても、被保護者の参加意欲や参加状況等を十分に把握するため、事業等への参加の都度、個別に移送費の申請が必要となるものと解される。よって、本件会合の各集会参加に係る交通費を包括的に請求することはできないから、請求人の主張を採用することはできない。

その他、請求人は、本件処分は取り消されるべきであるとしてさまざまな主張をするが（前記第3）、それらは、法に関する請求人独自の見解に基づいたものに過ぎず、いずれも採り上げることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1 及び別紙2 (略)